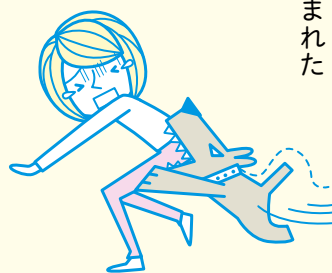


第三者行為とは

例えば

- ・車同士の事故
- ・事故車に同乗
- ・暴力行為（ケンカを含む）
- ・他人の飼っている動物にかまれた



右のような場合の治療代は加害者（第三者）が支払うべきものなので、治療代のうち串間市国民健康保険「以下（国保）という」が支払う分は、国保が一時的に立替払いし、後日加害者に請求（求償権の代位取得）することになります。

書類の提出を

この請求をするために「第三者の行為による傷病届」など届け出が必要です。ご自宅へ「第三者の行為による傷病届の提出について」という手紙を送付しております。

す。届きましたら、必ず国保まで提出をお願いいたします（法令の定めにより、提出義務があります）。
なお、書き方が分からないなどご不明な点がありましたら、ご連絡ください。

注意点

○相手方が不明の場合でも届け出てください。

○ご自身の過失の大小に関わらず届け出てください。

○加害者と示談する前にご相談ください。

示談の内容によっては、治療代全額をご自身で負担しなければならなくなる場合があります。示談しようとするときは、事前に国保までご連絡ください。

労働災害・通勤災害について

仕事中や通勤途中にケガをした場合には「労働者災害補償保険（労災保険）」が適用となり、国保の保険証を使つての治療は受けられません。ケガをされた場合には、お勤め先・医療機関にお申し出ください。誤って国保保険証を使用した場合には、至急国保までご連絡ください。

交通事故などで、ケガ・病気になったときはすぐ届け出を!!



交通事故（自損事故も対象）や他人の犬にかまれた、ケンカなどの第三者の行為によって起こったケガ・病気でも保険証を使って治療を受けることができます（必ず医療機関に状況などを申し出る必要があります）。